

この街に、あってよかった。



第55回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年5月19日（木曜日）
午前10時

場所

愛媛県松山市宮西一丁目6番10号
フジ本部第3ビル5階会議室

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、係員のマスク着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。
本株主総会にご出席される株主様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第55回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
事業報告	8
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告書	37

株式会社フジ

証券コード：8278

株 主 各 位

証券コード8278

2022年4月27日

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

株式会社フジ

代表取締役社長 尾崎 英雄

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと存じ上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2022年5月18日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2022年5月19日（木曜日）午前10時
- 2 場 所 愛媛県松山市宮西一丁目6番10号
フジ本部第3ビル 5階会議室

マックスバリュ西日本株式会社株主様への議決権付与について

2021年12月6日付及び2022年2月7日付プレスリリース「株式会社フジとマックスバリュ西日本株式会社による株式交換契約締結、株式会社フジの会社分割による共同持株会社フジの設立に関するお知らせ」、「基準日後株主への議決権付与に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、株式交換により当社の普通株式を取得されたマックスバリュ西日本株式会社の株主様に対しても本定時株主総会の議決権を付与することが株式交換の趣旨に合致するものであると判断し、会社法第124条第4項の規定に基づき、本定時株主総会における議決権の基準日（2022年2月末日）後に株式交換により当社の普通株式を取得された株主様に対しても議決権を付与しております。

3 目的事項

報告事項

1. 第55期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

以上

◎新型コロナウイルス感染症への対応について

株主総会へのご出席に際しましては、体調をご確認のうえ感染拡大防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。総会後の会社説明会及びお土産は取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎当日ご出席される株主様へ

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日の議事資料として本招集ご通知をご持参ください。受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。早めのご来場をお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.the-fuji.com>) の「投資家の皆様へ／IR情報／株主総会／第55回定時株主総会」に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.the-fuji.com>) に掲載しております連結注記表及び個別注記表が含まれております。

本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、修正すべき事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.the-fuji.com>) に掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席



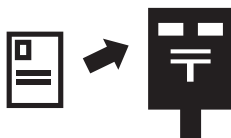
■ 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

ご出席される株主様は、株主総会開催時点での感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうへ、マスクのご着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。
また会場において感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご理解の程お願い申し上げます。

開催日時

▶ 2022年5月19日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時15分予定）

郵送



■ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

▶ 2022年5月18日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネット



■ 次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご高覧の上、賛否をご入力ください。

行使期限

▶ 2022年5月18日（水曜日）午後6時まで

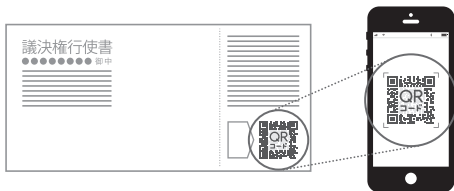
(注) 書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またインターネットによって複数回数、議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

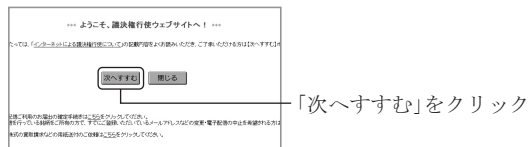
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

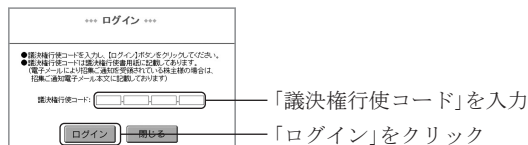
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

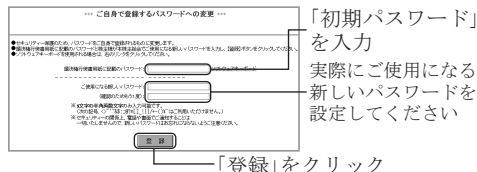
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によってはご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を行うことを経営の重要課題と位置付けております。安定的な利益を確保し、財務体質のより一層の健全化を図り、企業体質を強化するために内部留保の充実などを勘案しながら、株主の皆様への利益還元に取り組んでまいります。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業展開等を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

普通株式 1株につき金12円50銭	総額 478,336,888円
-------------------	-----------------

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年5月20日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	9,000,000,000円
-------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	9,000,000,000円
---------	----------------

なお、本議案における期末配当は、2022年2月末日時点の当社株主の皆様に対して適用されるものであり、2022年2月末日時点のマックスバリュ西日本株式会社の株主の皆様に対する配当は、別途同社よりご案内いたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

(添付書類)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2021年3月1日～2022年2月28日)におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルスの感染拡大による2度にわたる緊急事態宣言を背景に、経済活動が大きく抑制されました。世界的な半導体不足や東南アジアでの感染の拡大による生産体制の縮小などが、個人消費や輸出、設備投資を押し下げたこともあり、7-9月期の実質GDPは前期比0.8%のマイナス成長となりました。一方で、9月末の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の全面解除後は、サービス消費の回復を背景に個人消費が増加したことなどもあり、10-12月期の実質GDPは前期比4.6%のプラス成長となりました。しかしながら、1月以降は感染者数が大幅に増加し、一部の地域ではまん延防止等重点措置が発令されるなど、経済活動は再び抑制されました。

当社グループを取り巻く環境は、上期(3月-8月)は、新型コロナウイルス新規感染者数の増加による消費者の感染拡大への警戒感の高まりに加え、国や自治体による感染拡大防止対策により人流が抑制され、また、一部のショッピングセンターでは休業と時短営業を実施するなど厳しい状況となりました。下期(9月-2月)は、行動制限が緩和された10月以降、衣料・住関連品やテナント、飲食業の業績は緩やかな回復基調となったものの、1月以降は感染者数の増加に伴い厳しい状況に転じました。このように、感染状況が拡大と鎮静化を繰り返したことで、年度を通して先行き不透明な状況が続きました。

このような環境下において、当社グループは、引き続きお客様及び従業員の安全・安心の確保に注力するとともに、コロナ禍で続く巣ごもり需要、非接触化や「3密」回避など定着しつつある新しい生活様式への対応を推し進めました。また、商品管理を徹底し、廃棄ロスや在庫の削減に取り組みました。加えて、前期コロナ禍による需要変化により業績が悪化した飲食業を始めとする子会社においては、事業構造の再構築を進めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,048億22百万円(前年同期比1.6%増)、営業利益は73億75百万円(前年同期比23.3%増)、経常利益は99億45百万円(前年同期比24.1%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、同期間において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、保有する固定資産についての将来の回収可能性を検討した結果、店舗等に係る減損損失として33億32百万円計上したことで、39億37百万円(前年同期比5.8%減)となりました。

事業部門別の状況は、次のとおりです。

【小売事業】

当社グループは、地域との繋がりを大切にし、お客様と地域のくらしを支え、「この街に、あってよかった。」と思っただけの店舗づくりを目指すとともに、お客様視点で考え行動できる企業文化の構築を進めています。また、E S G経営を推進し、「脱炭素社会の実現」、「循環型社会の実現」、「地域との共生」に取り組むことで、持続可能な社会の実現を目指しています。

中核事業と位置付けるスーパーマーケット事業は、お客様の期待を上回る新しい提案があふれ、より安全で利便性の高い「最新店舗」づくりを目指し、既存店の活性化及び新規出店による成長と拡大を進め、それらを支えるべくサプライチェーンの整備やデジタル化の推進など、事業インフラの再構築を進めました。また、コロナ禍における需要変化への対応を継続するとともに、安さへのさらなる対応などにも注力したこともあり、堅調に推移しました（売上高前年同期比2.6%増）。直営の衣料品は、お客様のニーズに合わせた売場の拡張などに取り組むことで販売効率を高め、また、商品展開期間を短縮することで在庫の削減を図り、荒利益率の改善に取り組みました。外出自粛や、休業・時短営業の影響を受けたものの業績は回復基調です。テナントは、大型リニューアルが完了したエミフルM A S A K I が寄与しました（直営の衣料・住関連品売上高前年同期比3.0%減、テナント売上高前年同期比2.1%増、エミフルM A S A K I 売上高前年同期比14.8%増）。

店舗においては、3月にフジ古市店（広島市安佐南区）、7月にフジ戸坂店（広島市東区）、9月にフジ四国中央店（愛媛県四国中央市）を新設しました。また、4月にはフジグラン東広島（広島県東広島市）、6月にはピュアークック己斐上店（広島市西区）、10月にはフジ藤原店（愛媛県松山市）、ニチエー三吉店（広島県福山市）、11月にはフジグラン西条（愛媛県西条市）、フジ垣生店（愛媛県松山市）、ピュアークックあさひが丘店（広島市安佐南区）の改装を実施しました。

また、エミフルM A S A K I（愛媛県伊予郡松前町）においては、7月に別棟アミューズメント施設がオープンし、2020年夏から1年をかけて進めてきた大規模リニューアルの全工程が完了しました。

加えて、環境に関する取り組みとして、食品ロスを削減するため、家庭等で余剰となった食品を店舗に持ち寄っていただき、フードバンク関連支援団体を通じて福祉団体等にお届けするフードドライブ活動を19店舗で開始しました。また、C O 2排出量削減を目的に自家消費型太陽光パネルの店舗への設置を進めており、当期間において30店舗への工事が完了し合計33店舗での稼働となりました。フジ直営店舗においてC O 2排出量約4,000tの削減を見込

みます。併せて、より節電効果の高い大型空調設備や冷蔵ケースを店舗改装に伴い導入し、更なるCO₂排出量の削減にも取り組みました。

ノンストアリテイル事業は、地域の高齢化やEC利用の拡大を背景に、お客様や地域からのニーズがますます高まっています。移動スーパーは事業を拡大しており、当連結会計年度では新たに8店舗でサービスを開始し、合計27店舗を拠点に48台144ルートでサービスを提供しています。ネットスーパーは、更なる利便性の向上を目指し、9月に、ネットスーパーで注文した商品を店舗の駐車場やサービスカウンターで受け取ることができる「ぱぱっと受取りサービス」を開始しました。一方で、ネットショップは、利便性の向上や損益の改善を目指し再構築を進めています（移動スーパー売上高前年同期比35.0%増、ネットスーパー売上高前年同期比0.9%減、ネットショップ売上高前年同期比64.5%減）。

DVD・CD・書籍の小売及びレンタル業では、お客様ニーズの変化に対応すべくカードゲームや文具などの新規アイテムを導入することでさらに便利でお楽しみいただける店舗を目指し、6月にTSUTAYA藤原店（愛媛県松山市）を改装しました。加えて、縮小するレンタル市場への対応として8月にTSUTAYA北宇和島店（愛媛県宇和島市）を閉店しました。

これらの結果、小売事業の営業収益は3,157億51百万円（前年同期比1.6%増）、営業利益は63億42百万円（前年同期比1.1%増）となりました。

【小売周辺事業】

食品製造・加工販売業では、店舗損益モデルの再構築、人材とデジタル活用による生産性の向上などに取り組んでいます。商品構成の再構築とブランド化の推進に取り組み、業績は堅調に推移しました。

青果卸売業では、前期に新築したセンターの出荷高増、安定稼働に注力しました。また、ふるさと納税返礼品や他社小売店への出荷など販路拡大にも取り組み、業績は堅調に推移しました。

飲食業では、8店舗を閉店するなど不採算事業と店舗の改廃を実施する一方で、新業態による新規出店を進めており、3月にこだわりとんかつ専門店「咲々亭（さくさくてい）」（愛媛県伊予郡松前町）、2月に幅広い世代に気軽にご利用いただけるニュースタイルの焼肉店「焼肉食堂炎蔵（えんぞう）夏目店」（愛媛県松山市）をオープンしました。また、近隣にショップがなく購入の機会が少ないお客様のニーズに応えるべく、9月に「ミスタードーナツ移動販売車」による販売をスタートしました。店舗の改廃を進めるレストラン事業は引き続き厳しい状況にあるものの、好調に推移するファストフード事業が寄与し、業績は回復基調です（営業収益前年同期比1.3%増）。

総合フィットネスクラブ事業では、会員様に安心してご利用いただける環境を整えるべく、引き続き感染防止対策の徹底に取り組みつつ、収益性と財務体質の改善を図っています。しかしながら、休会会員様の復帰や新規会員様の入会状況から、コロナ禍前の水準への回復は時間を要する見込みです（営業収益前年同期比12.9%増）。

クレジットカード事業では、ファイナンス収益と保険のシェア拡大に取り組んでいます。キャッシュレス決済へのニーズの高まりを受け、業績は堅調に推移しました。

これらの結果、小売周辺事業の営業収益は363億33百万円（前年同期比4.7%増）、営業利益は10億81百万円（前年同期比1,582.3%増）となりました。

【その他】

一般旅行業では、コロナ禍で国内外の旅行需要が低迷するなかで、近場の旅行需要への対応に注力しました。また、地域交流事業など新たな事業領域を確立すべく、「道の駅ふたみ」（愛媛県伊予市）の管理運營業務を5月より開始し、また、7月にはPC、スマートフォン、タブレットがあれば自宅で体験できるオンラインツアーやイベントの販売を開始しました。業績はコロナ禍以前には至らぬものの、回復基調です（営業収益前年同期比47.0%増）。

総合ビルメンテナンス業では、事業基盤の確立とコスト管理、価格競争力と提案営業力の強化に取り組んでいます。しかしながら、企業の設備投資減少などの影響を受け、業績の回復は遅れています。

これらの結果、その他事業の営業収益は78億64百万円（前年同期比2.4%増）、営業利益1億28百万円（前年同期は営業損失1億77百万円）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は、2021年12月6日付「株式会社フジとマックスバリュ西日本株式会社による株式交換契約締結、株式会社フジの会社分割による共同持株会社フジの設立に関するお知らせ」のとおり、2022年3月1日付でマックスバリュ西日本株式会社との経営統合に伴う持株会社体制へ移行しました。また、当社を持株会社化するために必要な機能を除くすべての事業を同日付で株式会社フジ・リテイリングに承継しました。

当社グループの事業を取り巻く環境は、当面は新型コロナウイルスの感染拡大への警戒感が残る一方で、ワクチン接種が促進されることなどにより感染者数の減少が見込まれ、行動制限が緩和されることでサービス消費が増加、また、製造業の生産活動回復などによる輸出や設備投資の押し上げが、経済活動の活性化を後押しすることが見込まれます。しかしながら、新たな変異株が検出されるなど、依然として先行きは不透明な状況です。

加えて、原油を中心としたエネルギー資源価格の上昇や、世界的な天候不順や需要の増加

に起因する食品価格の高騰などによるコストの押し上げが見込まれます。

さらに、お客様の生活防衛意識の高まりによる価格競争の更なる激化も見込まれます。

このような環境下において、当社はコロナ禍で大きく変化したお客様の安全・安心意識や生活様式への対応を継続的な課題として認識しています。また、当社は株式会社フジ・リテイリング及びマックスバリュ西日本株式会社と事業課題や問題解決について議論を進めます。

株式会社フジ・リテイリングでは、「最新店舗づくり」を掲げ、安全と安心が確保された快適な買物環境の追求、デジタル化の推進、多様化ニーズへの対応などに注力し、店頭の利便性と競争力の向上に取り組みます。スーパーマーケット事業においては、コロナ禍における需要変化と安さへのさらなる対応に注力しつつ、重点エリア（愛媛県・広島県）を中心とした出店計画、既存店の活性化、移動スーパー事業の拡大を推し進めます。また、コロナ禍において市場が縮小した衣料・住関連事業は、変化するライフスタイルやニーズへ対応すべく、「安さ」「健康と美」「環境配慮型」などをテーマに商品構成の見直しを行うとともに、レイアウト変更などにより既存店の活性化に取り組みます。

2023年2月期、株式会社フジは創業55周年を迎えます。事業を承継した株式会社フジ・リテイリングにおいては、記念販促、記念商品の開発、地域のくらしに密着する活動、お客様と従業員満足度の向上に資する活動など様々な記念事業を実施します。

加えて、コロナ禍における大幅な減収から回復しつつある事業子会社の再構築にも取り組みます。

マックスバリュ西日本株式会社では、縮小する市場においてフラット化する競争や成熟化しつつ変化するニーズ、また、新たな世代へ対応すべく、スーパーマーケットの基本である「鮮度の良い売場」「品切れのない売場」「お求めやすい価格」「クリンリネスな売場」「明るく笑顔のある接客・サービス」に徹底して取り組み、お客さまが安全に安心して買い物ができる環境づくりを実践します。また商品面では、より早く、より鮮度の高い状態の生鮮を販売することで「生鮮を食べる幸せ」と、地域・地元・郷土の味を積極的展開することで地域に宿る「食の楽しさ」を徹底的に追求すべく生鮮強化と地域密着、サプライチェーン改革に取り組みます。加えて、EC、移動販売の拡大、作業のデジタル化推進などにも取り組みます。

両社の中期経営計画は2年目を迎えます。当社グループの中核を担うスーパーマーケット業態を成長させるべく、両社で策定した計画に沿って施策を進めることによる目標達成を目指します。また、持続可能な社会の実現を目指し、ESG経営を推進し企業価値向上を図り

ます。

当社は、2024年3月を見据え、株式会社フジ・リテイリング及びマックスバリュ西日本株式会社との経営統合を推進すべく「統合推進委員会・分科会」を設置し、「共同仕入・PB商品の共同開発」「システムの統合」「サプライチェーンの再構築」「資材、什器、備品等の共同調達」「ネットビジネスの共同研究、共同開発」などに重点的に取り組み、早期のシナジー創出を目指します。

これらを踏まえ、通期業績については営業収益7,740億円（前年同期比141.2%増）、営業利益139億円（前年同期比88.5%増）、経常利益160億円（前年同期比60.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益58億円（前年同期比47.3%増）を予想します。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 事業部門別の営業収益には、売上高及び営業収入を含め、事業部門間の取引も含めています。また、記載金額には消費税等を含めていません。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

①設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は5,600百万円で、その主なものは次のとおりです。

- ・当連結会計年度中に完成した主要設備
フジ四国中央店他店舗の新設、改装等 5,519百万円
- ・当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
店舗の新設他 81百万円

企業集団の収益力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去または災害等による滅失

特記すべき事項はありません。

②資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要した資金は、借入金及び自己資金により賄いました。

(4) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第52期 (2018年度)	第53期 (2019年度)	第54期 (2020年度)	第55期 当連結会計年度 (2021年度)
売上高 (百万円)	294,868	295,925	300,031	304,822
経常利益 (百万円)	8,637	8,264	8,012	9,945
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	7,255	5,241	4,179	3,937
1株当たり当期純利益 (円)	189.78	137.16	109.47	103.19
総資産 (百万円)	159,973	171,757	181,067	174,972
純資産 (百万円)	85,524	88,390	93,922	95,336

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第53期から適用しており、第52期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第52期 (2018年度)	第53期 (2019年度)	第54期 (2020年度)	第55期 当事業年度 (2021年度)
売上高 (百万円)	290,201	290,347	287,545	295,284
経常利益 (百万円)	6,427	6,179	7,212	7,717
当期純利益 (百万円)	5,567	3,834	3,280	2,119
1株当たり当期純利益 (円)	145.64	100.35	85.91	55.55
総資産 (百万円)	144,881	155,452	163,434	155,802
純資産 (百万円)	74,991	77,558	82,427	81,987

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第53期から適用しており、第52期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

(5) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

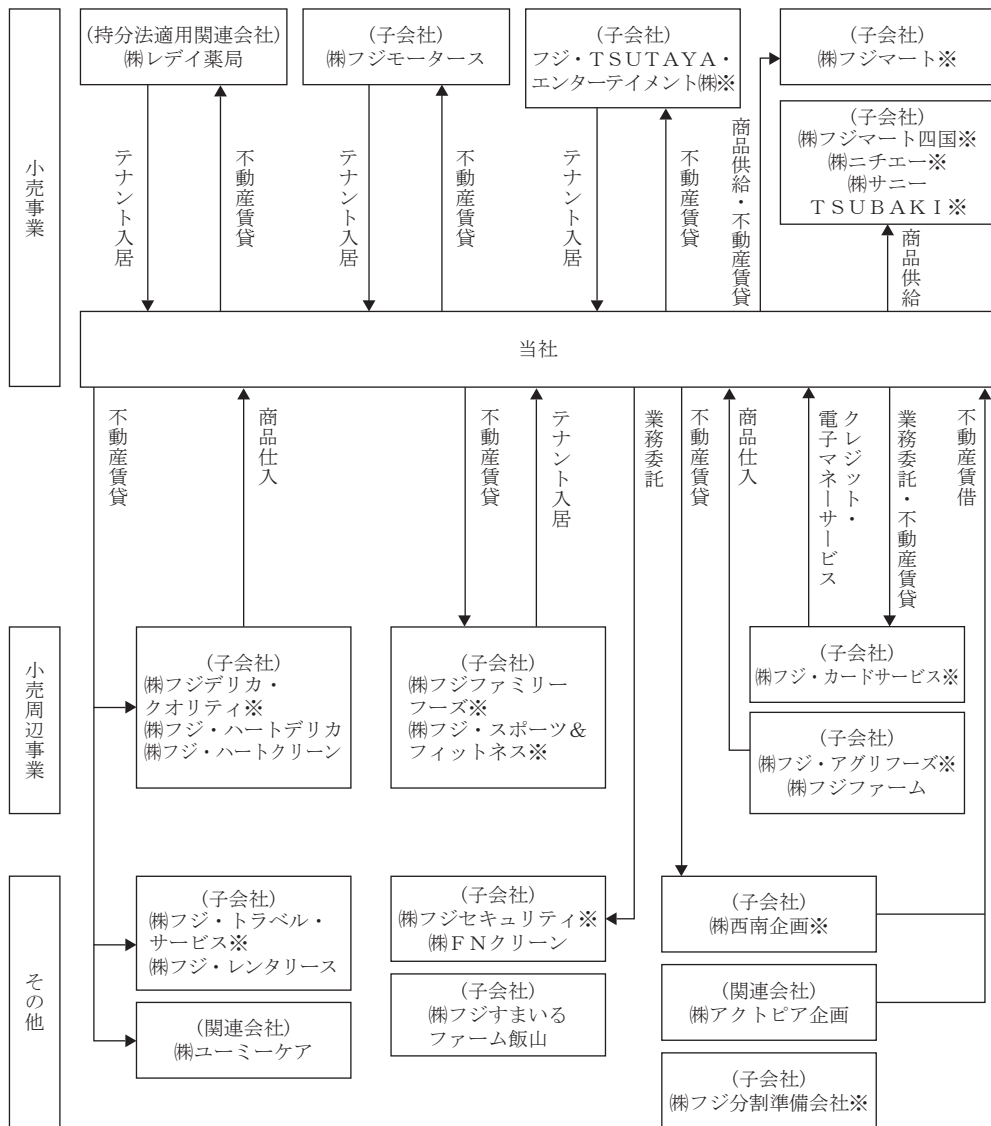
当企業集団は、株式会社フジ（当社）及び子会社21社、関連会社3社で構成され、総合小売業を中心に生活提案型の事業活動を展開しています。

当企業集団の事業の内容と事業部門との位置付けは、次のとおりです。

事業部門	事業の内容	会社名
小売事業	総合小売業	当社
	DVD・CD・書籍の小売及びレンタル業	フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社 (連結子会社)
	スーパーマーケット	株式会社フジマート（連結子会社）
	スーパーマーケット	株式会社フジマート四国（連結子会社）
	スーパーマーケット	株式会社ニチエー（連結子会社）
	スーパーマーケット	株式会社サニーTSUBAKI（連結子会社）
	自動車販売業	株式会社フジモータース
小売周辺事業	医薬品化粧品等小売業	株式会社レデイ薬局（持分法適用関連会社）
	食品製造・加工販売業	株式会社フジデリカ・クオリティ（連結子会社）
	食品加工業	株式会社フジ・ハートデリカ
	容器・機械等の洗浄・清掃業	株式会社フジ・ハートクリーン
	飲食業	株式会社フジファミリーフーズ（連結子会社）
	クレジットカード事業	株式会社フジ・カードサービス（連結子会社）
	総合フィットネスクラブ事業	株式会社フジ・スポーツ&フィットネス（連結子会社）
その他	青果卸売業	株式会社フジ・アグリフーズ（連結子会社）
	農	株式会社フジファーム
	不動産賃貸業	株式会社西南企画（連結子会社）
	不動産賃貸業	株式会社アクトピア企画
	総合ビルメンテナンス業	株式会社フジセキュリティ（連結子会社）
	清掃業	株式会社FNクリーン
	一般旅行業	株式会社フジ・トラベル・サービス（連結子会社）
	自動車賃貸業	株式会社フジ・レンタリース
	介護サービス業	株式会社ユーミーケア
障がい福祉サービス事業	株式会社フジすまいるファーム飯山	
その他	株式会社フジ分割準備会社（連結子会社）	

(注) 株式会社フジ分割準備会社は、吸収分割の効力発生に伴い、2022年3月1日付で商号を株式会社フジ・リテイリングに変更しています。

事業の系統図は、次のとおりです。



(注) ※ 連結子会社

(6) 主要拠点等 (2022年2月28日現在)

①株式会社フジ

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 51 高知県 8 香川県 4 徳島県 5 広島県 23 山口県 10

②フジ・T S U T A Y A ・エンターテイメント株式会社

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 8 徳島県 1 広島県 6 山口県 1

③株式会社フジマート

本 社 広島県廿日市市

店 舗 広島県 13

④株式会社フジマート四国

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 4

⑤株式会社ニチエー

本 社 広島県福山市

店 舗 広島県 11

⑥株式会社フジデリカ・クオリティ

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 49 高知県 8 香川県 4 徳島県 4 広島県 21 山口県 10

⑦株式会社フジファミリーフーズ

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 40 高知県 15 香川県 5 徳島県 9 広島県 32 山口県 7

⑧株式会社フジ・カードサービス

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 2

営業所 広島県 1

⑨株式会社フジ・スポーツ&フィットネス

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 9 高知県 1 広島県 6

⑩株式会社フジ・アグリフーズ

本 社 愛媛県松山市

営業所 愛媛県 2

加工場 愛媛県 1

物流センター 愛媛県 1

⑪株式会社フジセキュリティ

本 社 愛媛県松山市

支 社 愛媛県 1 高知県 1 徳島県 1 広島県 1 山口県 1

営業所 愛媛県 6 高知県 1 香川県 1 広島県 2 山口県 1

⑫株式会社フジ・トラベル・サービス

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 1

営業所 愛媛県 7 広島県 6

(7) 企業集団の従業員の状態 (2022年2月28日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
名	名	歳	年
3,271	△18	40.5	15.7

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、再雇用人員数を含め、8時間を1名としています。

2. 上記従業員のほかに、時間給制社員(アルバイトを除く)を4,855名(再雇用人員数を含む8時間換算)雇用しています。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年2月28日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株式会社フジ・カードサービス	150	100	クレジットカード事業
株式会社フジファミリーフーズ	100	100	飲食業
株式会社フジマート	50	100	スーパーマーケット
株式会社フジマート四国	50	100	スーパーマーケット
株式会社西南企画	50	100	不動産賃貸業
株式会社フジデリカ・クオリティ	44	100	食品製造・加工販売業
株式会社ニチエー	10	100	スーパーマーケット
株式会社サニーTSUBAKI	10	100	スーパーマーケット
株式会社フジ・アグリフーズ	10	100	青果卸売業
株式会社フジ分割準備会社	10	100	その他
株式会社フジ・トラベル・サービス	300	95.0	一般旅行業
株式会社フジ・スポーツ&フィットネス	30	90.0	総合フィットネスクラブ事業
株式会社フジセキュリティ	66	77.5	総合ビルメンテナンス業
フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社	10	66.6	DVD・CD・書籍の小売及びレンタル業

③特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(10) 企業集団の主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社伊予銀行	4,688
株式会社愛媛銀行	4,286
株式会社広島銀行	4,243
株式会社三井住友銀行	3,278
三井住友信託銀行株式会社	2,110
農林中央金庫	1,087
株式会社百十四銀行	979
株式会社徳島大正銀行	753
株式会社四国銀行	648
株式会社山口銀行	646

2. 株式に関する事項 (2022年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 130,000,000株
(2) 発行済株式の総数 38,291,560株
(3) 株主数 19,170名
(4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
イオン株式会社	5,743	15.0
株式会社アステイ	4,340	11.3
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,701	9.6
フジ共栄会	2,650	6.9
フジ親栄会	1,556	4.0
株式会社伊予銀行	1,166	3.0
株式会社広島銀行	1,165	3.0
株式会社愛媛銀行	1,165	3.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	913	2.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	897	2.3

- (注) 1. 持株数には、退職給付信託の株式数を含めています。
2. 持株比率は、自己株式24,609株を除いて算定しています。なお、自己株式には「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式148,250株は含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	尾 崎 英 雄	
代表取締役社長	山 口 普	
代表取締役専務	松 川 健 嗣	専務執行役員 企画・開発本部長兼総合企画部長
専務取締役	森 田 英 樹	専務執行役員 営業担当兼店舗運営事業本部長
常務取締役	仙 波 保 幸	常務執行役員 営業副担当兼商品事業本部長
取 締 役	大 西 文 和	上席執行役員 営業企画推進本部長兼ロジスティクス部長
取 締 役	豊 田 洋 介	上席執行役員 管理・システム本部長兼人事総務部長兼財務部長 株式会社サニーT S U B A K I 代表取締役社長
取 締 役 相 談 役	高 橋 正 人	株式会社フジデリカ・クオリティ 代表取締役社長
取 締 役	北 福 縫 子 (横 山 ぬ い)	株式会社エス・ピー・シー 常務取締役
取 締 役	柴 田 英 二	イオン株式会社 顧問
常 勤 監 査 役	金 野 修	
常 勤 監 査 役	角 倉 文 明	税理士
監 査 役	寄 井 真 二 郎	弁護士法人しまなみ法律事務所 所長弁護士
監 査 役	松 本 浩 伸	税理士

- (注) 1. 取締役の北福縫子（横山ぬい）及び柴田英二は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役の角倉文明、寄井真二郎及び松本浩伸は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 当社は、取締役の北福縫子（横山ぬい）及び柴田英二を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 当社は、監査役の角倉文明、寄井真二郎及び松本浩伸を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 監査役の角倉文明及び松本浩伸は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査役の寄井真二郎は、弁護士として企業法務に長年にわたり携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 社外取締役である北福縫子（横山ぬい）の兼職先と当社の間には、特別の利害関係はありません。
8. 社外監査役である寄井真二郎の兼職先と当社の間には、特別の利害関係はありません。
9. 社外取締役である藤田敏子氏及び岡内祐一郎氏は、2021年5月20日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 補償契約の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役、執行役員および監査役。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役会の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役員報酬規程に基づき各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成しています。また、監査役の報酬は、監査役会での協議により決定しています。

(基本報酬の個人別の報酬等の額の決定方針)

当社の取締役の報酬は、役員報酬規程に基づき、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しています。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、基本方針に基づき検討し、決定方針に沿うものであると判断しています。

(株式報酬制度について)

取締役等が当社の株式価値について株主の皆様と株価の変動による利益・リスクを共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しています。株式報酬制度については、株式交付規定に定められた役員ポイントに基づき、規定の有効期間中に毎年開催する定時株主総会后、最初に開催され

る取締役会の日が付与しています。

(業績連動報酬及び額又は数の算定方法の決定方針)

業績連動報酬等の支給については、行わないものとします。

(金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合決定方針)

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえた上で、取締役会において検討を行い、決定しています。

基本報酬：60～100% 株式報酬(株式交付信託)：0～40%

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定事項)

業務執行取締役の個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、株主総会にて決議した報酬等の総額の範囲内において、代表取締役が各取締役の担当事業の業績を踏まえ、評価・決定する旨を取締役会で決議します。

(非業務執行取締役報酬)

社外取締役には、原則として基本報酬を支給します。

(報酬限度額)

2021年5月20日の定時株主総会において次のとおり決議されています。

取締役の報酬等の額 月額30百万円(うち社外取締役3百万円)以内

監査役の報酬等の額 月額4百万円以内

当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名(うち社外取締役3名)、監査役の員数は4名です。また、上記とは別枠で2017年5月18日の定時株主総会において次のとおり決議されています。

株式交付 年間30,000ポイント

(うち取締役27,000ポイント、監査役3,000ポイント)以内

当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名です。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役(うち社外取締役)	229(3)	180(3)	48(—)	10(2)
監査役(うち社外監査役)	30(15)	26(13)	4(1)	4(3)
合計(うち社外役員)	260(19)	206(17)	53(1)	14(5)

(注) 1. 取締役及び監査役の非金銭報酬等の金額は、事業年度中に役員株式給付引当金として費用処理した53百万円です。

2. 取締役に対する支給額には、使用人兼務取締役2名の使用人給与を含めていません。

(5) 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	北福縫子 (横山ぬい)	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
取締役	柴田英二	社外取締役就任後開催の取締役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
監査役	角倉文明	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、議案決議等に必要な発言を適宜行っています。
監査役	寄井真二郎	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回のうち7回に出席し、議案決議等に必要な発言を適宜行っています。
監査役	松本浩伸	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、議案決議等に必要な発言を適宜行っています。

(6) 責任限定契約の内容の概要

- ① 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としています。
- ② 当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

		支払額
		有限責任監査法人トーマツ
①	当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	百万円 39
②	上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	39
③	上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	39

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

内部統制システム体制の整備についての基本方針

- (1) 当社は、経営理念を次のように定め、経営理念を機軸として行動指針、経営方針等を策定しています。
 - ①私たちは、豊かなくらしづくりを目指します。
 - ②私たちは、地域社会の発展に貢献することを目指します。
 - ③私たちは、人々を大切にする企業を目指します。

- (2) 内部統制システム（取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制）の整備についての基本方針
 - ①当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
社内規定に基づき、取締役会議事録、各種会議・委員会等の議事について議事録を作成し、主管部署において保管し、必要に応じて閲覧権限者に対しては閲覧に供することとしています。
議事録等の書類の持ち出し等についても、社内規定に基づき管理しています。
 - ②当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を策定するとともに、リスク管理委員会を設置し、各部署における危機管理マニュアルを策定するなど、想定しうるリスクに対して、関係部署が委員会を構成し対応を図ることとしています。
 - ③当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画について、中期経営計画に基づき、年度計画・経営目標を策定し、職務の執行に当たっています。
取締役会を月1回開催し、取締役及び監査役が出席し、重要事項の決議を行うとともに取締役会の決議事項の執行状況のみならず業務執行全般について報告を受け、取締役の業務執行について監督する体制をとることとしています。
取締役会とは別に、執行役員会を月2回開催し、経営戦略及び経営方針の遂行に係わる懸案事項や取締役会から委任された事項の決議又は審議、取締役会への提案事項の検討・審議を行い、取締役会あるいは社長の業務執行を補佐し、迅速・効率的な業務の運営を図ることとしています。
 - ④当社の使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社における行動基準を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・研修活動を実施するとともに、ヘルプラインを設置し、取締役あるいは従業員の法令・規定違反に関して通報する体制を整備しています。
 - ⑤次に掲げる体制その他当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務

の適正を確保するための体制

小売事業及び小売周辺事業を主な業務内容とする各社でグループを構成し、消費者の生活全般の快適さの向上をモットーに経営に当たることとしています。

(イ) 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループは月1回関係会社社長会を開催し、経営情報の報告と重要案件についての意見交換を行うこととしています。

(ロ) 当社グループ各社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループ各社は、リスク管理について定めるリスク管理規程を策定するとともに、月1回関係会社管理担当者会議において、当社グループ全体のリスク管理や当社グループ各社において想定しうるリスクに対する対応策に関する情報交換を行い、当社リスク管理委員会への報告体制をとることとしています。また、2ヵ月に1回監査役連絡会を開催し、当社グループ各社の各監査役が出席し、当社グループ各社において想定しうるリスクに対しての管理状況について、監査実施報告を受ける体制をとることとしています。

(ハ) 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、関係会社管理規程を策定し、当社におけるグループ各社の管理基準及び当社グループ各社が遵守すべき事項を明確化するとともに、当社グループ各社の取締役・監査役には、当社取締役あるいは使用人を派遣し、業務の適合性・適正性を確保することに努めることとしています。また、当社グループ各社においては、月1回取締役会を開催し、取締役及び監査役が出席し、取締役会の決議に基づく重要な業務執行状況のみならず業務全般について報告を受け、取締役の業務執行について監督する体制をとることとしています。

(ニ) 当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、月1回関係会社管理担当者会議を開催し、当社グループ各社におけるコンプライアンスに関する啓蒙・研修活動の実施を図り、当社コンプライアンス委員会への報告体制をとることとしています。また、ヘルプラインを設置し、当社グループ各社の取締役あるいは使用人の法令・規定違反に関して通報する体制を整備しています。

⑥ 監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合の使用人に関する事項・使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専任の従業員は設置しておりませんが、必要に応じて関係部署から人員を派遣する体制をとり、人事評価あるいは経費負担等については、取締役から独立した制度として運

用することとしています。

⑦監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

(イ) 当社取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

取締役及び従業員は、会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実がある場合は、速やかに主管部署及び監査役に報告する体制を整備することとしています。

(ロ) 当社グループ各社の取締役・監査役及び使用人又は報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

当社グループ各社の取締役・監査役及び使用人又は報告を受けた者は、会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実がある場合は、速やかに当社グループ各社の主幹部署及び監査役に報告する体制を整備することとしています。また、2ヵ月に1回監査役連絡会を開催し、当社グループ各社の監査役が出席し、各社の状況報告をする体制をとることとしています。

⑧監査役に報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、ヘルプラインを設置する等、当社及び当社グループ各社の監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、報告をしたことを理由として不利な取り扱いは行うことを禁止しています。

⑨監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、当社及び当社グループ各社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合、その費用が監査役職務の執行に必要な場合と認められた場合を除き、速やかに費用を処理することとしています。

⑩その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、各種会議・委員会に出席するとともに報告を受ける権限を有し、公認会計士から会計監査内容について説明を受け、監査に立ち会う等により、監査の実効性確保を図ることとしています。

6. 業務の適正を確保するための体制等についての運用状況の概要

内部統制システム体制の整備についての基本方針

- (1) 当社は、策定した経営理念（前記5. (1) ①～③）、行動指針、経営方針等に基づき、全ての企業活動を実践しています。
- (2) 内部統制システム（取締役職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制）の整備についての基本方針
 - ①取締役職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会規則、執行役員会規則等の社内規定に基づき、取締役会議事録、執行役員会議事録等を作成し、取締役会議事録を人事総務部、執行役員会議事録を総合企画部において保管し、必要に応じて監査役等に対して閲覧に供しています。

②損失の危機の管理に関する規程その他の体制

策定したリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置、開催し、リスクを想定した委員会活動を実施しています。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画について、中期経営計画に基づき、年度計画・経営目標を策定し、職務の執行に当たっています。また、取締役会を月1回、執行役員会を月2回開催しています。

④使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会規則に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、定期的にコンプライアンス便りを発信する等、コンプライアンスに関する啓蒙活動を実施するとともに、ヘルプラインにより、取締役及び従業員の法令・規定違反に関して通報する体制を整備しています。

⑤次に掲げる体制その他当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、関係会社社長会を月1回、監査役連絡会を2ヵ月に1回、関係会社管理担当者会議を月1回開催するとともに、当社グループ各社において、取締役会を月1回開催しています。

⑥監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合の使用人に関する事項・使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて関係部署から人員を派遣する体制をとり、使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性を確保しています。

⑦監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

当社及び当社グループ各社では、会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実がある場合、取締役・監査役及び使用人又は報告を受けた者は、速やかに当社及び当社グループ各社の主幹部署及び監査役に報告する体制を整備しています。また、監査役連絡会を2ヵ月に1回開催しています。

⑧監査役に報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、当社及び当社グループ各社の監査役に対し、ヘルプライン等により報告を行った取締役及び使用人について、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しています。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行

について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、当社及び当社グループ各社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合、その費用が監査役の職務の執行に必要でない場合と認められた場合を除き、速やかに費用を処理することとしています。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、各種会議・委員会に出席し、報告を受けるとともに、公認会計士から会計監査内容について説明を受け、会計監査に立ち会うこと等により、監査の実効性の確保を図っています。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,437	流動負債	39,913
現金及び預金	12,500	支払手形及び買掛金	17,570
受取手形及び売掛金	3,341	短期借入金	900
営業貸付金	413	1年内返済予定の長期借入金	6,645
商品の他	9,255	未払金	6,071
その他	3,039	未払法人税等	1,139
貸倒引当金	△112	賞与引当金	867
		商品券回収損引当金	112
固定資産	146,534	その他の他	6,606
有形固定資産	101,500	固定負債	39,722
建物及び構築物	53,872	長期借入金	17,447
機械装置及び運搬具	613	リース債務	4,397
器具及び備品	3,708	繰延税金負債	50
土地	39,618	役員退職慰労引当金	68
リース資産	3,344	役員株式給付引当金	247
建設仮勘定	342	退職給付に係る負債	1,830
無形固定資産	6,805	利息返還損失引当金	464
借地権	4,597	事業損失引当金	59
その他の他	2,208	長期預り保証金	8,456
投資その他の資産	38,228	資産除去債務	4,573
投資有価証券	20,312	その他の他	2,124
長期貸付金	325	負債合計	79,636
繰延税金資産	1,959		
差入保証金	10,067	(純資産の部)	
建設協力金	3,820	株主資本	94,241
退職給付に係る資産	429	資本金	19,407
その他	1,441	資本剰余金	19,703
貸倒引当金	△20	利益剰余金	55,503
投資等損失引当金	△107	自己株式	△373
		その他の包括利益累計額	859
		その他有価証券評価差額金	1,700
		退職給付に係る調整累計額	△841
		非支配株主持分	235
		純資産合計	95,336
資産合計	174,972	負債純資産合計	174,972

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		304,822
売上原価		230,711
営業利益		74,111
営業外収入	5,659	
営業外費用	10,384	
営業利益		16,044
営業外収入		90,155
営業外費用		82,780
営業利益		7,375
受取利息	332	
配当金	1,436	
繰上金	822	
繰入金	711	
繰入金	252	
繰入金	53	
繰入金	55	
繰入金	216	
繰入金	154	
繰入金		731
繰入金		9,945
繰入金	53	
繰入金	24	
繰入金	23	
繰入金	6	
繰入金		107
繰入金	231	
繰入金	3,332	
繰入金	20	
繰入金	157	
繰入金	59	
繰入金	40	
繰入金	5	
繰入金		3,846
繰入金		6,206
繰入金		2,467
繰入金		△205
繰入金		3,944
繰入金		6
繰入金		3,937

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	19,407	19,703	52,516	△248	91,378
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△861		△861
親会社株主に帰属する当期純利益			3,937		3,937
持分法適用会社の会計方針の変更による累積的影響額			△89		△89
自 己 株 式 の 取 得				△124	△124
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,987	△124	2,862
当 期 末 残 高	19,407	19,703	55,503	△373	94,241

	その他の包括利益累計額			非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,273	△960	2,313	230	93,922
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△861
親会社株主に帰属する当期純利益					3,937
持分法適用会社の会計方針の変更による累積的影響額					△89
自 己 株 式 の 取 得					△124
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,572	119	△1,453	4	△1,448
当 期 変 動 額 合 計	△1,572	119	△1,453	4	1,413
当 期 末 残 高	1,700	△841	859	235	95,336

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,022	流動負債	36,841
現金及び預金	8,866	支払手形及び買掛金	16,824
売掛金	3,775	短期借入金	4,760
商品	7,634	1年内返済予定の長期借入金	6,335
その他	2,750	未払払	4,847
貸倒引当金	△5	未払法人税等	786
		賞与引当金	611
固定資産	132,780	商品券回収損引当金	112
有形固定資産	84,390	その他の	2,563
建物及び構築物	45,758	固定負債	36,973
機械装置及び運搬具	195	長期借入金	17,395
器具及び備品	2,658	リース債務	2,908
土地	33,492	退職給付引当金	1,436
リース資産	2,040	役員株式給付引当金	247
建設仮勘定	245	利息返還損失引当金	464
無形固定資産	6,382	関係会社事業損失引当金	163
借地権	4,362	長期預り保証金	8,196
その他の	2,019	資産除去債務	4,051
投資その他の資産	42,008	その他の	2,108
投資有価証券	11,918	負債合計	73,814
関係会社株式	6,384		
長期貸付金	8,257	(純資産の部)	
差入保証金	9,866	株主資本	80,292
建設協力金	3,921	資本	19,407
前払年金費用	1,375	資本剰余金	19,743
繰延税金資産	1,262	資本準備金	19,743
その他の	1,366	利益剰余金	41,514
貸倒引当金	△0	利益準備金	633
関係会社投資等損失引当金	△2,343	その他利益剰余金	40,881
		固定資産圧縮積立金	203
		別途積立金	36,900
		繰越利益剰余金	3,778
		自己株式	△373
		評価・換算差額等	1,695
		その他有価証券評価差額金	1,695
		純資産合計	81,987
資産合計	155,802	負債純資産合計	155,802

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		295,284
売上原価		239,881
売上総利益		55,403
営業収入		
不動産賃貸収入	6,803	
その他の営業収入	6,576	13,379
営業総利益		68,783
販売費及び一般管理費		62,454
営業利益		6,328
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,001	
補助金収入	477	
その他の	496	1,975
営業外費用		
支払利息	206	
商品券回収損引当金繰入額	53	
感染症関連費用	46	
財務手数料	216	
その他	63	586
経常利益		7,717
特別利益		
固定資産売却益	53	
投資有価証券売却益	24	78
特別損失		
固定資産除売却損失	127	
減損損失	2,567	
投資有価証券評価損	157	
関係会社株式評価損	9	
関係会社投資等損失引当金繰入額	1,059	
関係会社事業損失引当金繰入額	163	4,084
税引前当期純利益		3,710
法人税、住民税及び事業税	1,824	
法人税等調整額	△233	1,591
当期純利益		2,119

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									評価・ 換算 差額等	純資産 計
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金					自己 株式	株 資 合 主 本 計		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計				
			固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				そ の 他 有 価 証 評 差 額 金		
当 期 首 残 高	19,407	19,743	633	220	34,900	4,503	40,256	△248	79,159	3,268	82,427
当 期 変 動 額											
剰余金の配当						△861	△861		△861		△861
当 期 純 利 益						2,119	2,119		2,119		2,119
固定資産圧縮 積立金の取崩				△16		16	－		－		－
別途積立金の積立					2,000	△2,000	－		－		－
自己株式の取得								△124	△124		△124
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）										△1,573	△1,573
当期変動額合計	－	－	－	△16	2,000	△724	1,258	△124	1,133	△1,573	△439
当 期 末 残 高	19,407	19,743	633	203	36,900	3,778	41,514	△373	80,292	1,695	81,987

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月15日

株式会社 フジ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中原 晃 生
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 家 元 清 文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年4月15日

株式会社 フジ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中原 晃 生
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 家 元 清 文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジの2021年3月1日から2022年2月28日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月16日

株式会社フジ 監査役会

常 勤 監 査 役	金 野	修	Ⓔ
監 査 役	西 松	正 人	Ⓔ
社 外 監 査 役	青 木	謙 城	Ⓔ
社 外 監 査 役	寄 井	真 二 郎	Ⓔ

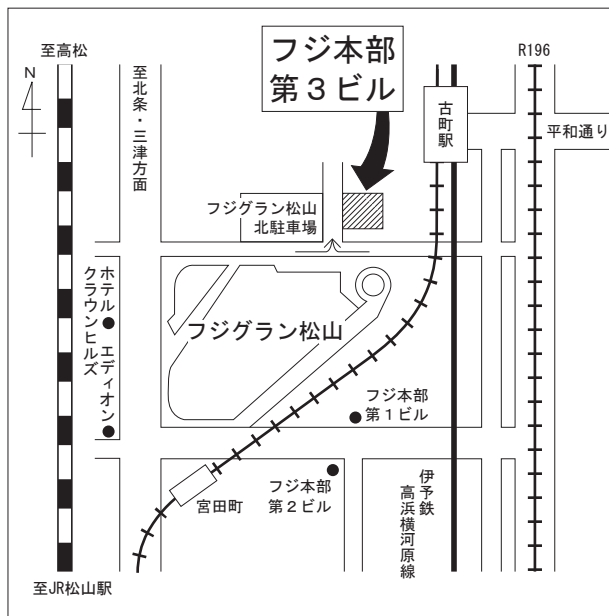
以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 愛媛県松山市宮西一丁目6番10号 フジ本部第3ビル 5階会議室
TEL (089) 923-1264 (人事総務部) 受付は、5階でいたしております。

- 交通案内 ●JR松山駅から徒歩約10分
●伊予鉄道古町駅から徒歩約5分



- お願い お車でご来場の方は、フジ本部第3ビル駐車場をご利用ください。

開催場所は、上記の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスによる感染症の拡大が懸念されております。株主総会へのご出席に際しましては、体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。

総会会場につきましては、間隔を空けて席を配置いたしますので、通常より席数が少なくなっております。株主の皆様におかれましては、可能な限りインターネット又は書面（郵送）での議決権の事前行使をお願い申し上げます。

また、総会後の会社説明会及びお土産は取り止めさせていただいております。



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。

